

平成 20 年 3 月 21 日  
企業会計基準委員会

企業会計基準第 17 号

「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び  
企業会計基準適用指針第 20 号

「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用  
指針」の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、平成 17 年 3 月にセグメント情報開示が当委員会と国際会計基準審議会（IASB）との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトにおける検討項目となったこと等を踏まえ、我が国の従来 of セグメント情報の開示を見直し、会計基準を整備することを目的として、セグメント情報の開示について検討してまいりました。

今般、平成 20 年 3 月 14 日の第 148 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「本会計基準」という。）及びその適用指針（以下「本適用指針」という。また、本会計基準と本適用指針を合わせて、以下「本会計基準等」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本会計基準等につきましては、平成 19 年 9 月 4 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

## **本会計基準等の概要**

### **■ 範囲（本会計基準第3項）**

本会計基準等は、すべての企業の連結財務諸表又は個別財務諸表（以下「財務諸表」という。）におけるセグメント情報及びその関連情報、固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報並びにのれんに関する報告セグメント別情報（以下合わせて「セグメント情報等」という。）の開示に適用する。なお、連結財務諸表でセグメント情報等の開示を行っている場合は、個別財務諸表での開示を要しない。

### **■ 基本原則（本会計基準第4項及び第5項）**

本会計基準等では、セグメント情報を開示する方法として、国際財務報告基準や米国会計基準で採用されているマネジメント・アプローチを採用している。セグメント情報等の開示は、財務諸表利用者が、企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供するものでなければならない。

### **■ 事業セグメントの識別（本会計基準第6項から第9項）**

企業は、セグメント情報を開示するための単位として、事業セグメントを識別する。「事業セグメント」とは、企業の構成単位で、次の要件のすべてに該当するものをいう。

- (1) 収益を稼得し、費用が発生する事業活動に関わるもの（同一企業内の他の構成単位との取引に関連する収益及び費用を含む。）
- (2) 企業の最高経営意思決定機関が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
- (3) 分離された財務情報を入手できるもの

なお、「最高経営意思決定機関」とは、企業の事業セグメントに資源を配分し、その業績を評価する機能を有する主体のことをいう。

### **■ 報告セグメントの決定（本会計基準第10項から第16項）**

企業は、識別された個別の事業セグメント又は集約基準によって集約された事業セグメントの中から、量的基準に従って、報告すべきセグメント（以下「報告セグメント」という。）を決定する。

なお、複数の事業セグメントが次の要件のすべてを満たす場合、企業は当該事業セグメントを1つの事業セグメントに集約することができる。

- (1) 当該事業セグメントを集約することが、セグメント情報を開示する基本原則と整合していること

- (2) 当該事業セグメントの経済的特徴が概ね類似していること
- (3) 当該事業セグメントの次のすべての要素が概ね類似していること
  - ① 製品及びサービスの内容
  - ② 製品の製造方法又は製造過程、サービスの提供方法
  - ③ 製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類
  - ④ 製品及びサービスの販売方法
  - ⑤ 業種に特有の規制環境（銀行、保険、公益事業等）

■ セグメント情報の開示項目と測定方法（本会計基準第 17 項から第 28 項）

企業は、セグメント情報として次の項目を開示する。

- (1) 報告セグメントの概要
- (2) 報告セグメントの利益（又は損失）、資産、負債及びその他の重要な項目の額並びにその測定方法に関する事項

開示しなければならない項目	① 利益（又は損失） ② 資産
最高経営意思決定機関に定期的に提供され、使用されている場合に開示しなければならない項目	負債
報告セグメントの利益（又は損失）及び資産の額の算定に含まれている場合、あるいは事業セグメント別の情報が別の方法で最高経営意思決定機関に定期的に提供され、使用されている場合に開示が求められる項目	利益（又は損失）に関連する項目 ① 外部顧客への売上高（役務収益を含む。以下同じ。） ② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高 ③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。） ④ のれんの償却額及び負ののれんの償却額 ⑤ 受取利息及び支払利息 ⑥ 持分法投資利益（又は損失） ⑦ 特別利益及び特別損失 ⑧ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額） ⑨ ①から⑧に含まれていない重要な非資金損益項目
	資産に関連する項目 ① 持分法適用会社への投資額（当年度末残高） ② 有形固定資産及び無形固定資産の増加額（当年度の投資額）

企業は、事業セグメントに資源を配分する意思決定を行い、その業績を評価する目的で、最高経営意思決定機関に報告される金額に基づき、セグメント情

報を開示しなければならない。

- (3) 報告セグメントの各開示項目の合計額とこれに対応する財務諸表計上額との間の差異調整に関する事項

#### ■ 関連情報の開示（本会計基準第 29 項から第 32 項）

企業は、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除き、次の事項をセグメント情報の関連情報として開示する。当該関連情報に開示される金額は、当該企業が財務諸表を作成するために採用した会計処理に基づく数値によるものとする。

- (1) 製品及びサービスに関する情報

企業は、主要な個々の製品又はサービスあるいはこれらの同種・同系列のグループごとに、外部顧客への売上高を開示する。

- (2) 地域に関する情報

企業は、地域に関する情報として、次の事項を開示する。

- ① 国内の外部顧客への売上高に分類した額と海外の外部顧客への売上高に分類した額
- ② 国内に所在している有形固定資産の額と海外に所在している有形固定資産の額

- (3) 主要な顧客に関する情報

企業は、主要な顧客がある場合には、その旨、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を開示する。

#### ■ 固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報の開示（本会計基準第 33 項）

企業は、連結損益計算書又は個別損益計算書（以下「損益計算書」という。）に固定資産の減損損失を計上している場合には、当該企業が財務諸表を作成するために採用した会計処理に基づく数値によって、その報告セグメント別の内訳を開示しなければならない。なお、報告セグメントに配分されていない減損損失がある場合には、その額及びその内容を記載しなければならない。ただし、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合には、当該情報の開示を要しない。

#### ■ のれんに関する報告セグメント別情報の開示（本会計基準第 34 項）

企業は、損益計算書にのれんの償却額又は負ののれんの償却額を計上している場合には、当該企業が財務諸表を作成するために採用した会計処理に基づく数値によって、その償却額及び未償却残高に関する報告セグメント別の内訳をそれぞれ開示しなければならない。なお、報告セグメントに配分されていないのれん又は負ののれんがある場合には、その償却額及び未償却残高並びにその内容を記載しなければならない。ただし、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合には、当該情報の開示

を要しない。

#### ■ 適用時期等（本会計基準第 35 項から第 39 項）

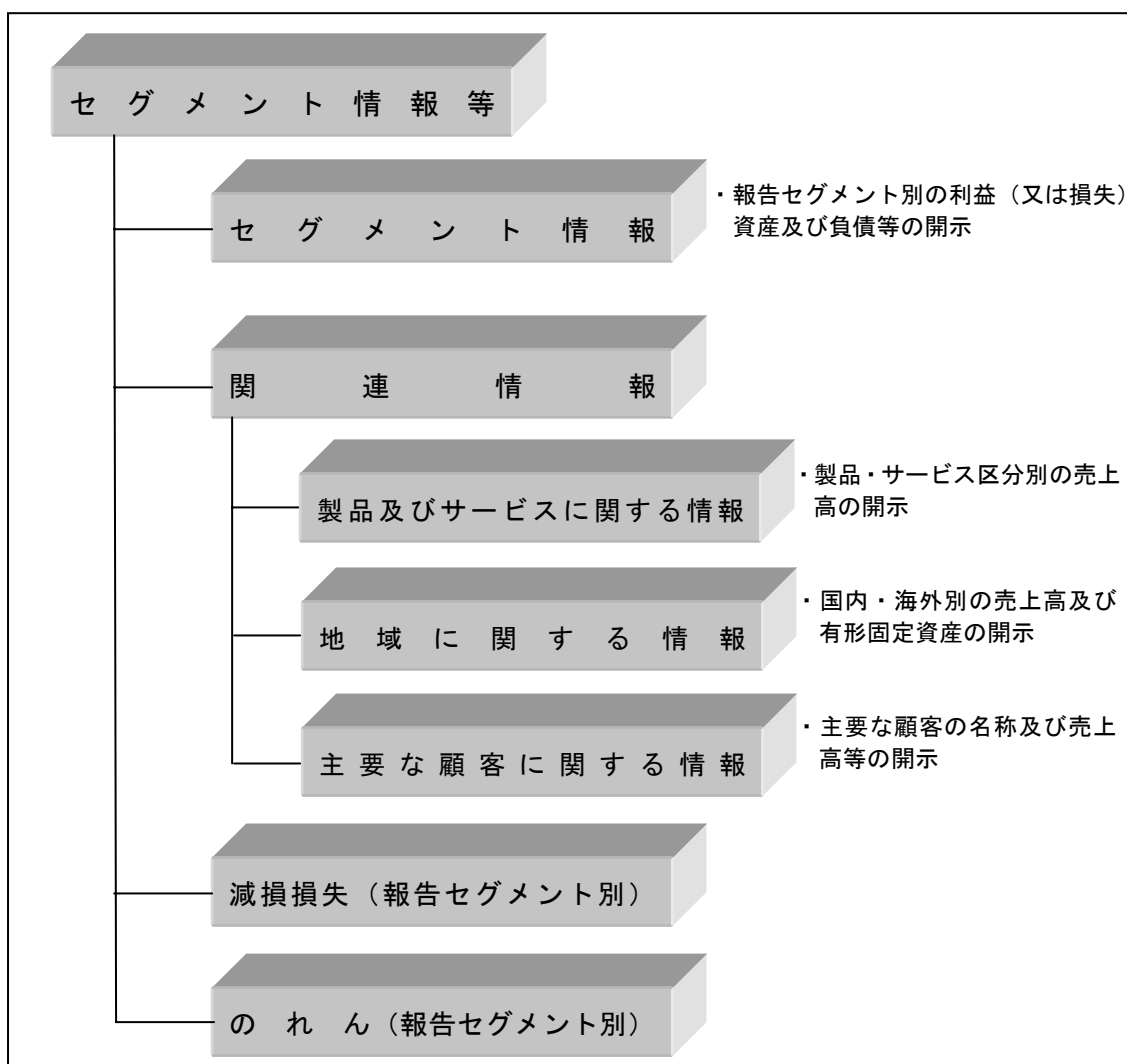
財務諸表作成者ほか各関係者の受入準備が必要であることを考慮して、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。

### 四半期財務諸表における取扱いについて

本会計基準等は、年度の財務諸表のセグメント情報等の開示について定めています。

当委員会は、四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表に開示するセグメント情報等の取扱いについて、引き続き、必要な検討を行う予定です。

#### 【参 考】 本会計基準等が取り扱う開示の範囲



以上